

岩手県監査委員告示第30号

監査結果の公表（平成28年岩手県監査委員告示第9号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年5月13日

岩手県監査委員 高橋 元
岩手県監査委員 嵯峨 壱朗
岩手県監査委員 吉田 政司
岩手県監査委員 工藤 洋子

1（1） 監査対象機関名 岩手県立盛岡第一高等学校

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成28年1月12日

イ 本監査実施日 平成28年2月8日

（3） 監査結果の公表の日 平成28年3月4日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
学校徴収金の取扱いに当たり、執行管理体制に不適当なものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。	学校徴収金の取扱いに当たっては、組織的なチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。

2（1） 監査対象機関名 岩手県立盛岡工業高等学校

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成27年12月10日

イ 本監査実施日 平成28年2月3日

（3） 監査結果の公表の日 平成28年3月4日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
行政財産使用料の徴収に当たり、調定すべき金額より多く調定しているものが11件、33,211円あつたので、適正な事務の執行に努められたい。	徴収すべき金額より多く徴収していた行政財産使用料の11件については、平成28年1月15日に全て還付した。 今後は、財産台帳等による照合を徹底し、再発防止に努めることとした。

3（1） 監査対象機関名 岩手県立盛岡商業高等学校

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成28年1月12日

イ 本監査実施日 平成28年2月8日

（3） 監査結果の公表の日 平成28年3月4日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
物品の管理に当たり、備品管理一覧表を整理していないものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。	物品の管理については、平成28年2月17日に備品登録を行った。 今後は、備品管理一覧表と現況との照合を徹底することにより、再発防止に努めることとした。

4（1） 監査対象機関名 岩手県立雫石高等学校

（2） 監査実施日

- ア 予備監査実施日 平成27年12月15日
- イ 本監査実施日 平成28年2月3日
- (3) 監査結果の公表の日 平成28年3月4日
- (4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
ア 艇庫の使用に当たり、支出負担行為を行っていないものが1件、76,200円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	ア 艇庫の使用については、平成27年12月18日に支出負担行為を行った。 今後は、組織的なチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。
イ 扶助費の支出に当たり、支出すべき金額より少なく支出しているものが1件、92,300円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	イ 支出すべき金額より少なく支出していた扶助費については、平成27年12月28日に追給した。 今後は、組織的なチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。

- 5(1) 監査対象機関名 岩手県立紫波総合高等学校
- (2) 監査実施日
 - ア 予備監査実施日 平成27年12月15日
 - イ 本監査実施日 平成28年1月25日
- (3) 監査結果の公表の日 平成28年3月4日
- (4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
工事請負費の支出に当たり、完成検査後相当期間経過してから支出しているものが1件、891,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	工事請負費の支出に当たっては、組織的なチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。

- 6(1) 監査対象機関名 岩手県立北上翔南高等学校
- (2) 監査実施日
 - ア 予備監査実施日 平成27年12月9日
 - イ 本監査実施日 平成28年2月3日
- (3) 監査結果の公表の日 平成28年3月4日
- (4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
行政財産使用料及び生産物売払収入の徴収に当たり、債権確定後相当期間経過してから調定しているものが30件、99,296円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	行政財産使用料及び生産物売払収入の徴収に当たっては、組織的なチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。

- 7(1) 監査対象機関名 岩手県立一関第二高等学校
- (2) 監査実施日
 - ア 予備監査実施日 平成27年11月25日
 - イ 本監査実施日 平成28年1月18日
- (3) 監査結果の公表の日 平成28年3月4日
- (4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容

<p>ア 赴任旅費の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが1件、33,900円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>ア 支給すべき金額より多く支給していた赴任旅費については、平成28年1月5日に返納した。</p> <p>今後は、組織的なチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。</p>
<p>イ 物品の管理に当たり、備品管理一覧表を整理していないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>イ 物品の管理については、平成27年12月2日に備品登録を行った。</p> <p>今後は、備品管理一覧表と現況との照合を徹底することにより、再発防止に努めることとした。</p>

8(1) 監査対象機関名 岩手県立高田高等学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成27年12月8日

イ 本監査実施日 平成28年1月18日

(3) 監査結果の公表の日 平成28年3月4日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
<p>特殊勤務手当及び超過勤務手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが8件、36,630円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>支給すべき金額より多く支給していた特殊勤務手当及び超過勤務手当の8件については、平成28年1月21日に全て返納した。</p> <p>今後は、組織的なチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。</p>

9(1) 監査対象機関名 岩手県立大船渡高等学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成27年11月11日

イ 本監査実施日 平成28年1月19日

(3) 監査結果の公表の日 平成28年3月4日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
<p>勤勉手当の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給しているものが1件、32,181円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>支給すべき金額より少なく支給していた勤勉手当については、平成27年11月30日に追給した。</p> <p>今後は、組織的なチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。</p>

10(1) 監査対象機関名 岩手県立大船渡東高等学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成27年12月9日

イ 本監査実施日 平成28年1月20日

(3) 監査結果の公表の日 平成28年3月4日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
<p>扶養手当及び期末手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが1件、401,300円あったので、</p>	<p>支給すべき金額より多く支給していた扶養手当及び期末手当については、平成28年2月26日に返納した。</p>

適正な事務の執行に努められたい。 なお、前年度の監査の結果、同様の事例について指摘したにもかかわらず、改善が認められなかったものことから、組織的なチェック体制を再構築するなど、有効な対策を講じられたい。	今後は、組織的なチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。
--	-----------------------------------

11(1) 監査対象機関名 岩手県立宮古工業高等学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成27年12月1日

イ 本監査実施日 平成28年1月18日

(3) 監査結果の公表の日 平成28年3月4日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
扶助費の支出に当たり、支出すべきでない者に支出しているものが1件、85,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	支出すべきでない者に支出していた扶助費については、平成27年4月15日に返納した。 今後は、組織的なチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。

12(1) 監査対象機関名 岩手県立宮古水産高等学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成27年12月2日

イ 本監査実施日 平成28年1月27日

(3) 監査結果の公表の日 平成28年3月4日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
授業料の徴収に当たり、債権確定後相当期間経過してから減額調定しているものが2件、138,600円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	債権確定後相当期間経過してから減額調定していた授業料については、組織的なチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。

13(1) 監査対象機関名 岩手県立盛岡峰南高等支援学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成28年1月13日

イ 本監査実施日 平成28年2月8日

(3) 監査結果の公表の日 平成28年3月4日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
セミナー講義に係る経費の支出に当たり、委託料で支出すべきものを報償費で支出しているものが1件、46,800円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	委託料で支出すべきものを報償費で支出していたセミナー講義に係る経費については、今後、委託料で支出し、再発防止に努めることとした。

14(1) 監査対象機関名 岩手県立盛岡みたけ支援学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成28年1月13日

イ 本監査実施日 平成28年2月8日

(3) 監査結果の公表の日 平成28年3月4日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
ア 期末手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが1件、73,666円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	ア 支給すべき金額より多く支給していた期末手当については、平成28年3月10日に返納した。 今後は、組織的なチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。
イ 物品の管理に当たり、備品管理一覧表を整理していないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。 なお、前年度の監査の結果、注意事項であったにもかかわらず、改善が認められなかったものであり、組織的な改善努力を怠ったことに起因すると認めざるをえないことから、職員や組織の意識改革を図るなど、再発防止に努められたい。	イ 物品の管理については、平成28年2月10日に備品登録を行った。 今後は、備品管理一覧表と現況との照合を徹底することにより、再発防止に努めることとした。

15(1) 監査対象機関名 岩手県立花巻清風支援学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成27年12月16日

イ 本監査実施日 平成28年1月25日

(3) 監査結果の公表の日 平成28年3月4日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
特殊勤務手当の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給しているものが62件、137,700円あったので、適正な事務の執行に努められたい。 なお、前年度の監査の結果、同様の事例について指摘したにもかかわらず、改善が認められなかったものであることから、組織的なチェック体制を再構築するなど、有効な対策を講じられたい。	支給すべき金額より少なく支給していた特殊勤務手当の62件については、平成28年1月15日に全て追給した。 今後は、組織的なチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。

16(1) 監査対象機関名 岩手県立前沢明峰支援学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成27年12月2日

イ 本監査実施日 平成28年1月12日

(3) 監査結果の公表の日 平成28年3月4日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
勤勉手当の支給に当たり、支給すべきでない者に支給しているものが2件、81,869円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	支給すべきでない者に支給していた勤勉手当の2件については、平成27年12月8日に全て返納した。 今後は、組織的なチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。

17(1) 監査対象機関名 岩手県立一関清明支援学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成27年11月26日

イ 本監査実施日 平成28年1月18日

(3) 監査結果の公表の日 平成28年3月4日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
勤勉手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが2件、173,332円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	支給すべき金額より多く支給していた勤勉手当の2件については、平成28年1月22日に全て返納した。 今後は、組織的なチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。

18(1) 監査対象機関名 岩手県立釜石祥雲支援学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成27年12月2日

イ 本監査実施日 平成28年1月27日

(3) 監査結果の公表の日 平成28年3月4日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
勤勉手当及び教員特殊業務手当の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給しているものが1件、112,260円、多く支給しているものが1件、3,400円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	支給すべき金額より少なく支給していた勤勉手当については、平成28年1月22日に追給した。 また、支給すべき金額より多く支給していた教員特殊業務手当については、平成28年1月15日に返納した。 今後は、組織的なチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。